



STEP UP

【発行】税理士法人 TACHIBANA
〒832-0824 福岡県柳川市三橋町藤吉525-1
TEL.0944-74-1915 FAX.0944-74-1004
info@tachibana-cpa.com
<http://tachibana-cpa.com>



7月の西日本豪雨では、河川の氾濫、土砂崩れなど、全国各地で甚大な被害もたらされました。連日の報道で、その被害や復興状況を目の当たりにし、もしかすると自分たちも同じような状況になっていたかもしれないことを考えると、胸を締め付けられるような思いです。クライアントの皆様におかれましては、大きな被害に遭われることなく、恙なく仕事に励まれていることを祈るばかりです。今回の大雨では、各地に特別警報が発表されました。数十年に一度の異常気象の際に発表されるそうですが、先日、たまたまゴルフでご一緒した女性の方が、「これほど、毎年毎年、異常気象と叫ぶのなら、これは異常じゃなくて平常なものとして受け入れなくちゃ」とおっしゃっているのを耳にしました。自然環境も経済環境も、複雑な要因が絡みあって年々大きく変化しているにもかかわらず、私たち人間は、変化を変化として受け入れようとせず、環境の変化に柔軟に対応できていないような気がしてなりません。本来人間は、コミュニケーション能力が高く情報を蓄積できるからこそ、他の生物にはできない文明の発展を可能にしたはずで、にもかかわらず、人間の中でも特に頭脳明晰であるはずの

官僚の方々の中において、環境の変化を感じ取れず、いまだに、某医大の不正入試にみられるような古典的な不祥事が後を絶たないというのは、残念でなりません。

近年、医療や教育の現場でも、医業経営とか学校経営という言葉が頻りに目にし、経営の視点から医療や教育が議論されるようになってきました。以前は、医療や教育そのものの議論が活発に行われており、戦後、日本経済の未曾有な発展や世界に冠たる長寿社会を築くことができたのは、我が国の教育や医療制度が優れていたことに起因していると言われています。産業に関しては、明治時代、殖産興業として官営企業を中心に発展してきた歴史的経緯はあるものの、医療や教育ほどは、直接国家が個々の企業の経営に大きく関わるようなことはないように思います。医療や教育については、市場メカニズムにより最適な資源配分ができないことや、福祉国家の観点から憲法で国民に医療や教育を受ける権利を保障するなど、国家が積極的に介入する部分が多いのが実態です。しかし一方で、現在の医療や教育は、他の産業ほどはないにしても、経営に関しては市場メカニズムの波にさらされているのも事実

です。経営の観点からみれば、むしろ他の産業よりも容易に、外部環境の変化による影響の予測が可能なものと思えます。近年の人口減少、少子高齢化社会の到来は、頭脳明晰な官僚の方にすれば、早くから容易に把握できたはずで、政府は、地域の病院の体系的整備を目指す地域医療構想の策定や地域包括ケアの構築、少子化対策、働き方改革の一環としての認定こども園制度の創設など、矢継ぎ早に実行されているようにはみえますが、少々、遅きに失した感も否めないような気がします。膨大な情報が集中する霞が関の、我が国最大の頭脳集団である官僚の方々や各種審議会委員の先生方には、是非とも卓越した見識で改革を行なって頂き、次世代の人々が、現在を過去として振り返った時に、現在の医療改革、教育改革はすばらしかったと高く評価されていることを望むばかりです。

今年の夏は、長く、厳しい暑さが続くと予想されているようです。これも例年のことになるかもしれませんが、最後に、クライアントの皆様におかれましては、くれぐれも、お体を大切にされることを願っています。

代表社員税理士 立花洋介



委員会活動報告

法務委員会

テーマ

「遺言と家族信託」について

相続は誰にも生じます。そして、被相続人に少しでも財産があると、相続人間で遺産分割が必要となります。その遺産分割が原因で、「相続」が「争族」となる場合もあります。事実、比較的少額の相続財産で裁判になるケースは多いと報道されています。

家族を「争族」にさせない方法として遺言が知られています。遺言は何度でも書き換えることができますが、遺言者が認知症になったときには対応できません。また、生前の財産処分もできなくなります。比較的新しい制度として家族信託があります。被相続人の意思を一次相続だけでなく後世に反映させることができます。

金子誠剛司法書士を講師に迎え、これらを扱ったセミナーを5/16に開催いたしました。事例を題材に、制度のメリット・デメリットの解説を聞くことができました。

当事務所では遺言と家族信託は、定期的に講師を招いてセミナーを開催する予定です。開催の際には、お気軽にご参加お待ちしております。



NEW FACE

新たに加わったスタッフをご紹介します。
よろしくお願いたします!



▶岩橋 早紀 (平成30年4月入社)

4月に入社致しました岩橋早紀と申します。会計事務所の業務は初めてで、右往左往しておりますが、先輩方は皆さん優しい方ばかりで、楽しく仕事させていただいております。4歳と2歳の子供がおりますので、家では毎日賑やかに過ごしています。子供の成長に負けないように、私も日々前向きな気持ちで頑張りますので、宜しくお願い致します。



▶田川 順登 (株式会社高崎総合コンサルより1年間研修中)

4月より「長期研修」という形でお世話になっております、株式会社高崎総合コンサルタントの田川順登(たがわみちと)と申します。会社では、総務・労務・経理等を担当しておりますが、入社2年目でまだまだ勉強中です。この1年間で、会計入力的基础、税務申告の流れ、労務管理、事業承継計画等、他にも会社を運営する上で必要となる知識は1つでも多く吸収させていただければと思っています。不慣れなことも多く皆様にもご迷惑をおかけするかもしれませんが、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

税理士・公認会計士 徒然なるままシリーズ

第9回

事業承継税制の改正について

文:税理士 諸藤 大輔

平成30年税制改正において、目玉といえるものが、「事業承継税制」の大幅な改正です。中小企業者である株式会社などが対象(医療法人は対象外です。)で、事業承継を考える企業にとって、必ず検討しておいた方がよいものとなります。

簡単に言うと、法人の株式を相続税・贈与税が課税されることなく、次の世代へ移転できる制度です。なぜこのような制度が導入されるかという、中小企業経営者が高齢化してきており、中小企業の事業承継がスムーズにいくことが望まれます。そのために、税制の面でのハードルを低くしようというのが今回の改正です。

◆要点をまとめると、次の通りです。

	特例措置(30年改正)	一般措置(これまで)
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 2018年4月1日から2023年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 2018年1月1日から2027年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者 (ただし、全員に代表権が必要)	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の 推定相続人・孫への贈与

改正における3つのポイント

- ① 対象株式数の上限がなくなり、猶予割合が100%となる。
- ② 申請期間にも制限がある。(2023年3月31日まで)
- ③ 雇用維持要件が緩和された。

ただ、事業承継は、税制のみならず、多角的に考えることがとても大切です。しかし、何から手をつければよいのかわからないという方も多いと思います。そんなときは、まず、当事務所の担当者まで気軽にお声かけください。



事務所スタッフ近況

2018 SUMMER

石橋 隆臣

(平成元年入社)

晩春から夏にかけて旬な魚、イサキ釣りに行ってきました。
糸島市・福吉漁港より遊魚船で一時間程沖に出ていったところが漁場です。船長が客に釣らす為の努力を惜しまず、良いポイントへ案内してくれるので、クーラー満杯で帰ってきました。食べても美味しいイサキ!旬を味わっています。

大隈 俊春

(平成22年入社)

まもなく子供が3歳になるのですが、成長のスピードに驚かされる毎日です。すすくと成長する姿を喜びつつも、何か寂しい気もする複雑な心境…ただそんな子供に負けなよう自分自身もまだまだ成長をしなければ!と思う今日この頃、思うだけでなく現実とするために、この場を使って己に活を入れたいと思います。

鹿田 忍

(平成27年入社)

毎日の八女からの通勤で、往復40キロ運転している愛車の走行距離が、10万キロを今月とうとう越えてしまいました。1日2時間近くを過ごす車での通勤時間。快適に過ごしたいので新車購入計画中です。

白木 里奈

(平成27年入社)

先日京都へ行って参りました。初夏の時期はもみじや苔の緑がきれいで、とても癒されました。観光地は9割程が外国人観光客で、全体的に人が少なくスムーズに観光できました。次は紅葉の時期に行けたらいいなと思います。



編集後記

▶Wカップを4Kテレビで、というような家電量販店の折込みチラシが、目に入りました。以前、眼科の先生にお尋ねしたところ、人間の目では、従来のテレビと画質の違いは、なかなか分かりにくいとのことでした。今回から、編集、レイアウトを専門家をお願い致しました。既刊と比べて、読みやすくなったと思います。テレビの違いよりは、ハッキリ、くっきりしていると思います。が如何でしょうか。(そ)

▶猛暑ですね。昨年から、夏はもっぱらハイボール派だった私ですが、先日、オークラブルワリーのできたて地ビールを飲んでから、またもや生ビールが恋しくなってきました。沖縄離島にも行きたい今日この頃。どなたか、福岡県近隣でオリオン生ビールを置いてあるお店をご存じないでしょうか。ご存知の方は、是非コチラまで御一報お願いします!→→→(こ)

▶先月延暦寺に行つてまいりました。「一隅を照らすもの、それすなわち国宝なり」延暦寺を建てられた最澄の言葉です。置かれた場所で自分のできる精一杯のことをやっていく、そ

れが周りを照らすことになる…。少しでも近づきたいと思うこの頃です。(な)

▶大変暑い日が続くようになりました。バレエやジムに行けば少し動くだけで大量の汗をかくので、ダイエットできているかという、無性に辛い物が食べたくなくて、美味しく食事してしまうので体重はなかなか減りません。今年こそは、新しく買った水着を着て海に行きたいのもう少し我慢を覚えようと思います。(菜)

■表紙写真

普段見慣れた景色も見方を変えるだけで随分違って見えるもの。表紙の写真は、柳川市の某所。どこかお分かり頂けますでしょうか?何気ない風景の一部分も、こんな風に切り取るだけで、グラフィカルな景色に早変わり。頭の体操にもオススメです。

